

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 1 月 13 日

関東地方整備局長 橋本 雅道

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和 8 年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本業務は、市販の物価資料に掲載されている材料単価及び建設機械賃料のうち、土木工事の積算での使用頻度が高い品目について新土木積算システムに反映するために、指定のデータレイアウトへ変換し、テキスト形式へ出力した情報の提供を受けるものである。本業務にて提供を受ける材料単価及び建設機械賃料は、土木工事の積算で使用する価格情報であるため、正確かつ迅速に提供を受ける必要がある。

このため情報提供者においては、定期的な情報更新を行える技術的要件が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたって

は、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 R 8 「建設物価」材料単価等情報提供業務
- (2) 業務内容 ①材料単価提供 1 式
②機械賃料提供 1 式
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日

3. 業務目的

本業務は、市販の物価資料「建設物価」に掲載されている材料単価及び建設機械賃料のうち、土木工事の積算での使用頻度が高い品目について新土木積算システムに反映するために、指定のデータレイアウトへ変換し、テキスト形式へ出力した情報の提供を受けるものである。

4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

- (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定す

る子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
(イ) 親会社等を同じくする子会社等
士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。
ただし(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であつて i から iv までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規程が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(3) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及

び違反した場合の規程があること。

(4) 業務執行体制に関する要件

毎月発刊月の前月 20 日迄に情報提供が行える体制を確保すること。なお、20 日が土曜、日曜、祝日の場合はその前後直近の平日までとする。

(5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成 27 年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上実績を有していること。

- ・ 同種業務：公共事業に関する情報提供を行った業務
- ・ 類似業務：情報提供を行った業務
（同種を除く）

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館 17 階
関東地方整備局総務部契約課購買第一係
電話：048-601-3151

② 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館 18 階
関東地方整備局企画部技術管理課工事品質確保係
電話：048-600-1331
メールアドレス：ktr-kikaku-cloud@ki.ml

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記(1)②に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)②に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)②に電子メールにて依頼を行うこと。

② 窓口での交付期間

令和 8 年 1 月 13 日から令和 8 年 1 月 26 日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9 時 15 分から 18 時 00 分まで（最終日は 16 時まで）とする。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和 8 年 1 月 26 日（月）16 時 00 分

提出場所：上記(1)②に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
5. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
令和 8 年 2 月 20 日(月)18 時 00 分
- (4) 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も 5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) なお、これらの日時までに令和 8 年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。
- (6) 詳細は説明書による。